

〔道路メンテナンス年報〕
岩手の道路メンテナンス概要



2025年3月
岩手県道路メンテナンス会議

まえがき

岩手県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は約 33,700 km におよび、約 14,000 橋の橋梁、約 370 箇所 of トンネル、約 650 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2024 年 3 月末時点で約 3,200 橋で全体の 31% であり、20 年後には 80% の約 8,300 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2014 年度から 2023 年度までの 10 年間で 2 巡目点検まで各道路管理者により計画的に点検が実施されているところです。引き続き、3 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「岩手県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「岩手の道路メンテナンス概要」は、岩手県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

岩手県道路メンテナンス会議 会長
(岩手河川国道事務所長) 長田 仁

目 次

1	道路構造物の現状	1
(1)	道路構造物の管理者	1
(2)	道路構造物の急速な老朽化	1
2	岩手の道路メンテナンス概要について	2
(1)	概要	2
(2)	橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	2
3	橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果	3
(1)	2巡目(2019～2023年度)の点検結果(全道路管理者)	3
(2)	2巡目(2019～2023年度)の点検結果(管理者別)	5
(3)	判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの判定区分の遷移状況	11
(4)	過年度の点検(2014～2023年度)の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合	14
(5)	過年度の点検(2014～2023年度)の点検結果(全道路管理者)	17
(6)	過年度の点検(2014～2023年度)の点検結果(管理者別)	18
4	判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況	20
(1)	1巡目点検施設における修繕等措置の実施状況	20
(2)	2巡目点検施設(2019～2023年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	24
(3)	過年度の点検(2014～2023年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	27
(4)	判定区分Ⅳの施設の措置状況	30
(5)	修繕等措置の取り組み事例	31
5	道路メンテナンス会議の取り組み	36

1 道路構造物の現状

(1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約7割を市町村で管理しています。

表 1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	道路附属物等			
					シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	716	686	111	272	2	130	46	94
高速道路会社	299	689	29	173	4	124	0	45
県	4,144	2,744	189	151	76	19	15	41
市町村	28,531	9,833	42	55	5	24	13	13
合計	33,690	13,952	371	651	87	297	74	193

※2024年3月末時点
 ※道路延長は「道路統計年報 2023」より集計

(2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

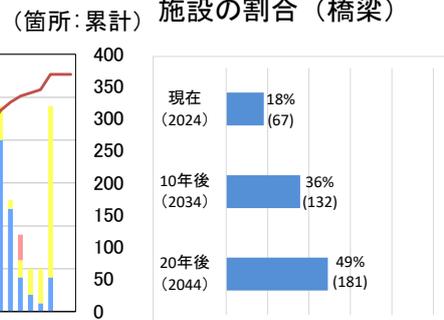
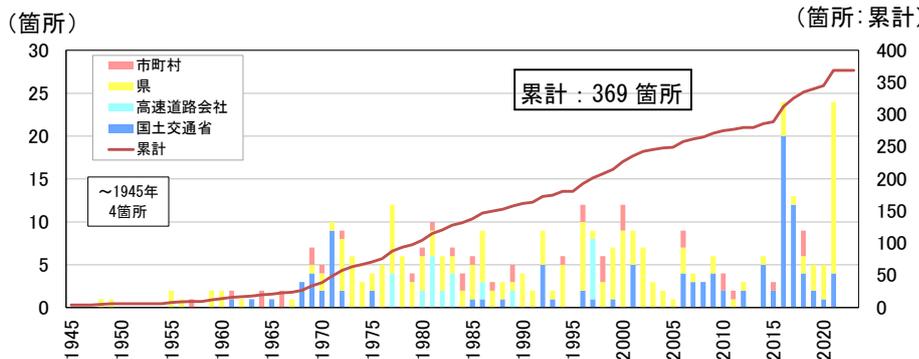
特に施設数の多い橋梁でみると、建設後50年を経過した橋梁は、現在31%であり、10年後には62%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約3,100橋ある。
 (出典) 道路局調べ (2024.3 末時点)

図 1-1 建設年代別施設数 (橋梁)

図 1-2 建設後 50 年を経過した施設の割合 (橋梁)



※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルが2箇所ある。
 (出典) 道路局調べ (2024.3 末時点)

図 1-3 建設年代別施設数 (トンネル)

図 1-4 建設後 50 年を経過した施設の割合 (トンネル)

2 岩手の道路メンテナンス概要について

(1) 概要

- 岩手県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「岩手の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等^{※1}については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
 - 2巡目（2019～2023年度）及び過年度（2014～2023年度）の点検結果^{※2}
 - 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2023年度）、過年度の点検（2014～2023年度）における修繕等措置状況
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

※1 道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計

※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況

3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

(1) 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検結果 (全道路管理者)

2 巡目 (2019~2023 年度) の累積点検実施率は、橋梁 99%、トンネル 100%、道路附属物等 99%です。

判定区分の割合は、橋梁：I 42%、II 49%、III 9%、IV 0.04%、トンネル：I 4%、II 59%、III 37%、IV 0%、道路附属物等：I 27%、II 58%、III 15%、IV 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。(次頁以降も同様)

〇2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (全道路管理者)

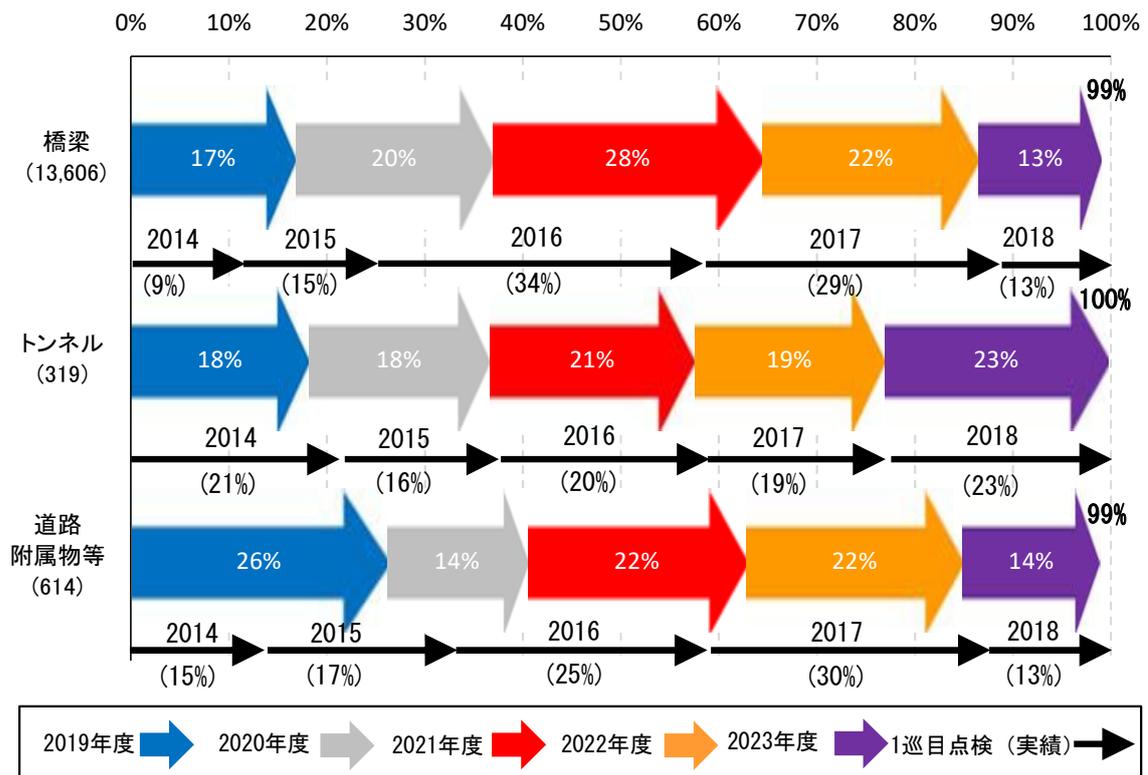


図 3-1 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (全道路管理者合計)

※ () 内は、2019~2023 年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表 3-1 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (全道路管理者)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	13,952	13,735	13,606	99.06% (99.80%)
トンネル	371	320	319	99.69% (100.00%)
道路附属物等	651	621	614	98.87% (99.80%)

※1：2024年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。2024.3 末時点
 ※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

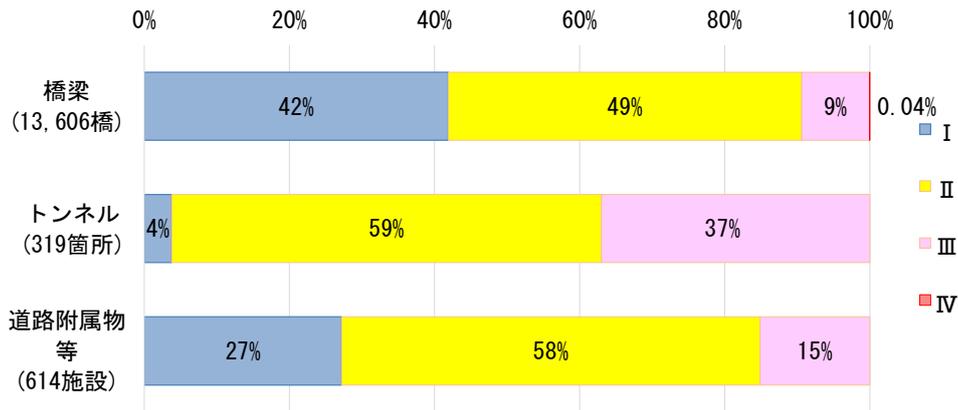


図3-2 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※（）内は、2巡目（2019～2023年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-2 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
橋梁	13,606	5,702	6,624	1,275	5
		42%	49%	9%	0.04%
トンネル	319	12	189	118	0
		4%	59%	37%	0%
道路附属物等	614	167	354	93	0
		27%	58%	15%	0%

2024.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

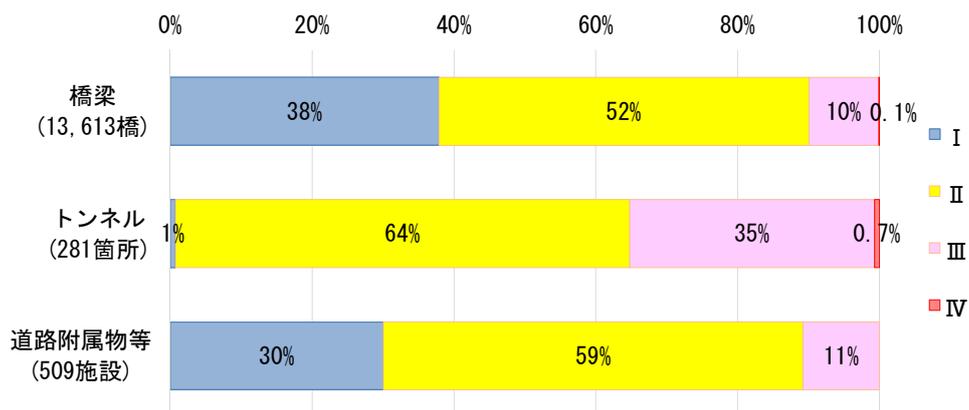


図3-3 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(2) 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検結果 (管理者別)

① 橋梁

橋梁の 2 巡目 (2019~2023 年度) の累積点検実施率は、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、県 100%、市町村 99%です。

全管理者の判定区分の割合は、I 42%、II 49%、III 9%、IV 0.04%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

○2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (橋梁)

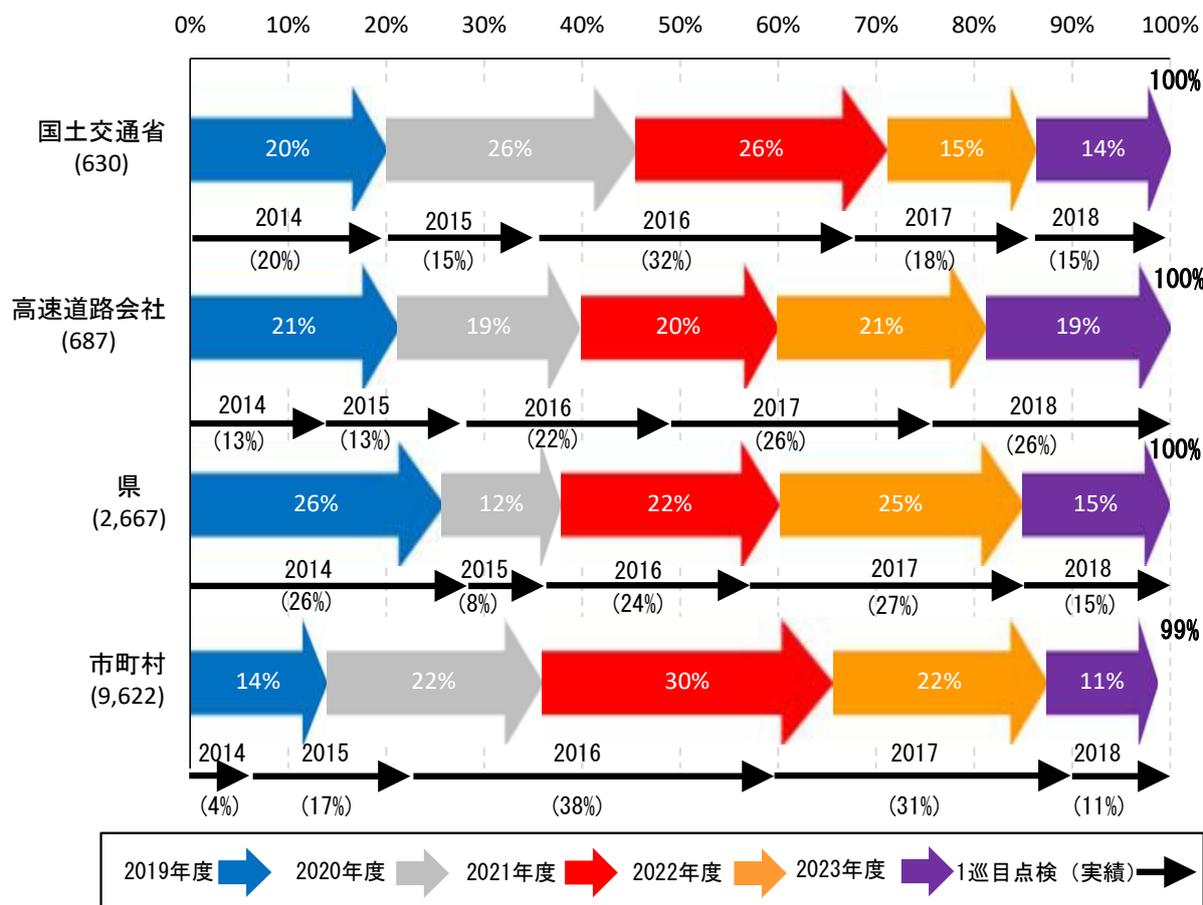


図 3-4 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (橋梁)

※ () 内は、2019~2023 年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-3 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	686	630	630	100.00% (100.00%)
高速道路会社	689	687	687	100.00% (100.00%)
県	2,744	2,670	2,667	99.89% (100.00%)
市町村	9,833	9,748	9,622	98.71% (99.72%)
合計	13,952	13,735	13,606	99.06% (99.80%)

※1: 2024 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。

2024.3 末時点

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) における点検実施率。

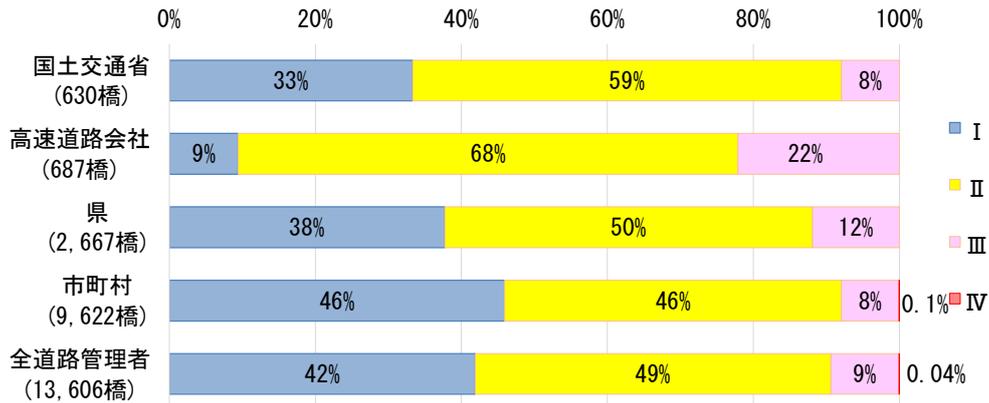


図3-5 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、2巡目（2019～2023年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-4 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	630	210	370	50	0
		33%	59%	8%	0%
高速道路会社	687	65	470	152	0
		9%	68%	22%	0%
県	2,667	1,006	1,344	317	0
		38%	50%	12%	0%
市町村	9,622	4,421	4,440	756	5
		46%	46%	8%	0.1%
合計	13,606	5,702	6,624	1,275	5
		42%	49%	9%	0.04%

2024.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

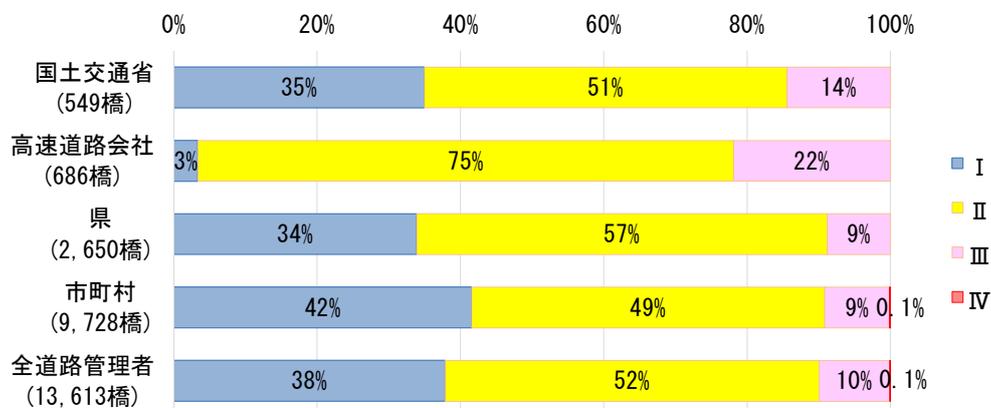


図3-6 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019年3月時点での集計値
※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目（2019～2023年度）の累積点検実施率は、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、県 100%、市町村 98%です。

全管理者の判定区分の割合は、Ⅰ 4%、Ⅱ 59%、Ⅲ 37%、Ⅳ 0%です。

○2巡目（2019～2023年度）の点検実施率（トンネル）

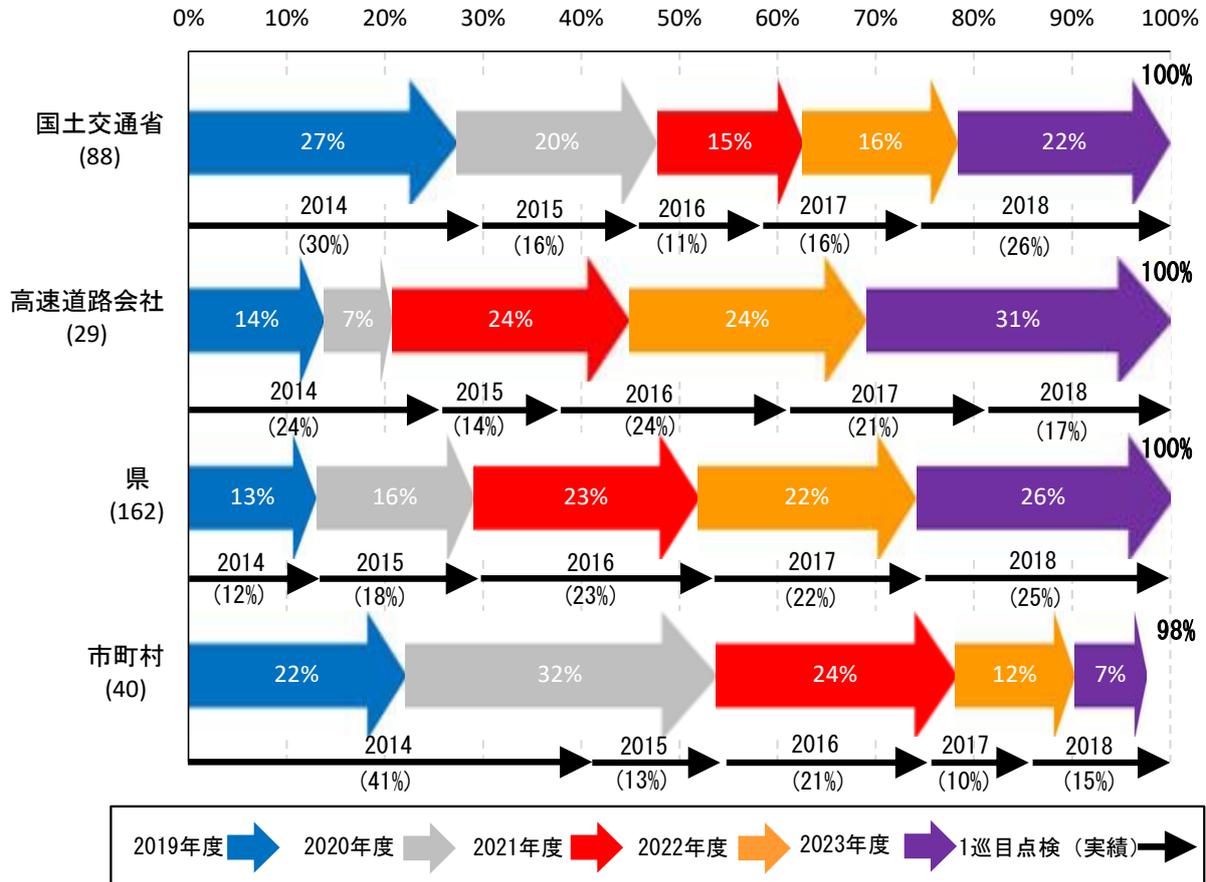


図3-7 2巡目（2019～2023年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-5 2巡目（2019～2023年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	111	88	88	100.00% (100.00%)
高速道路会社	29	29	29	100.00% (100.00%)
県	189	162	162	100.00% (100.00%)
市町村	42	41	40	97.56% (100.00%)
合計	371	320	319	99.69% (100.00%)

※1：2024年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2024.3末時点

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2018年度）における点検実施率。

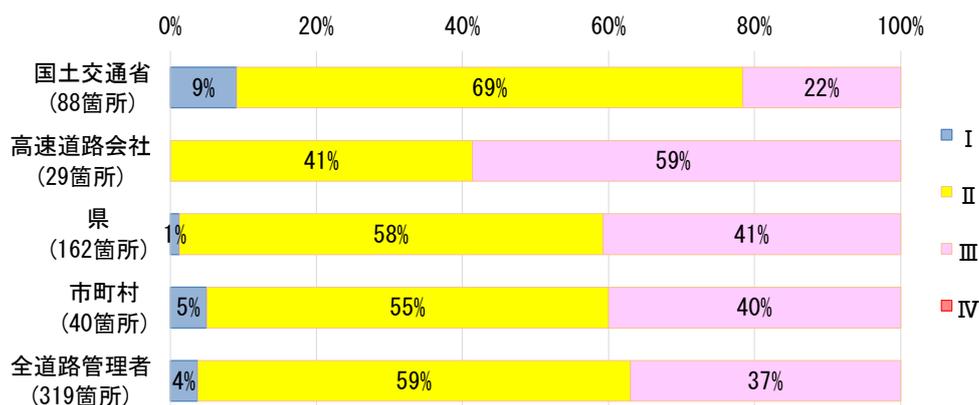


図3-8 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、2巡目（2019～2023年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-6 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
国土交通省	88	8	61	19	0
		9%	69%	22%	0%
高速道路会社	29	0	12	17	0
		0%	41%	59%	0%
県	162	2	94	66	0
		1%	58%	41%	0%
市町村	40	2	22	16	0
		5%	55%	40%	0%
合計	319	12	189	118	0
		4%	59%	37%	0%

2024.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

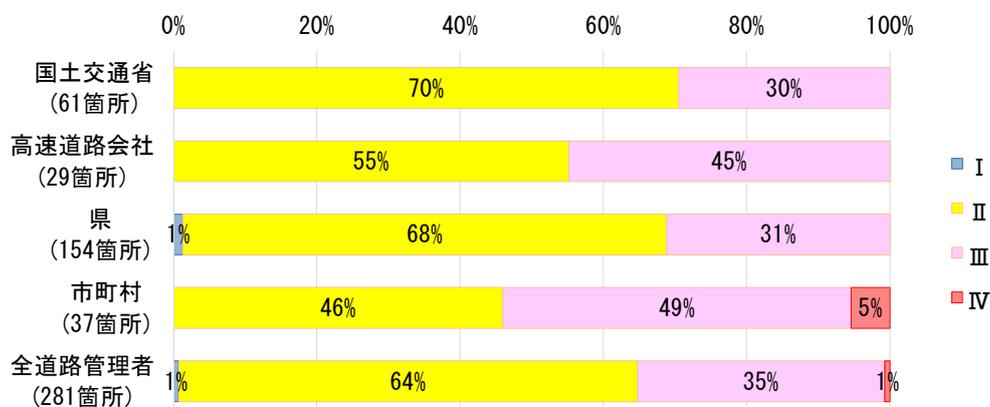


図3-9 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の2巡目(2019~2023年度)の累積点検実施率は、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、県 97%、市町村 96%です。

全管理者の判定区分割合は、I 27%、II 58%、III 15%、IV 0%です。

〇2巡目(2019~2023年度)の点検実施率(道路附属物等)

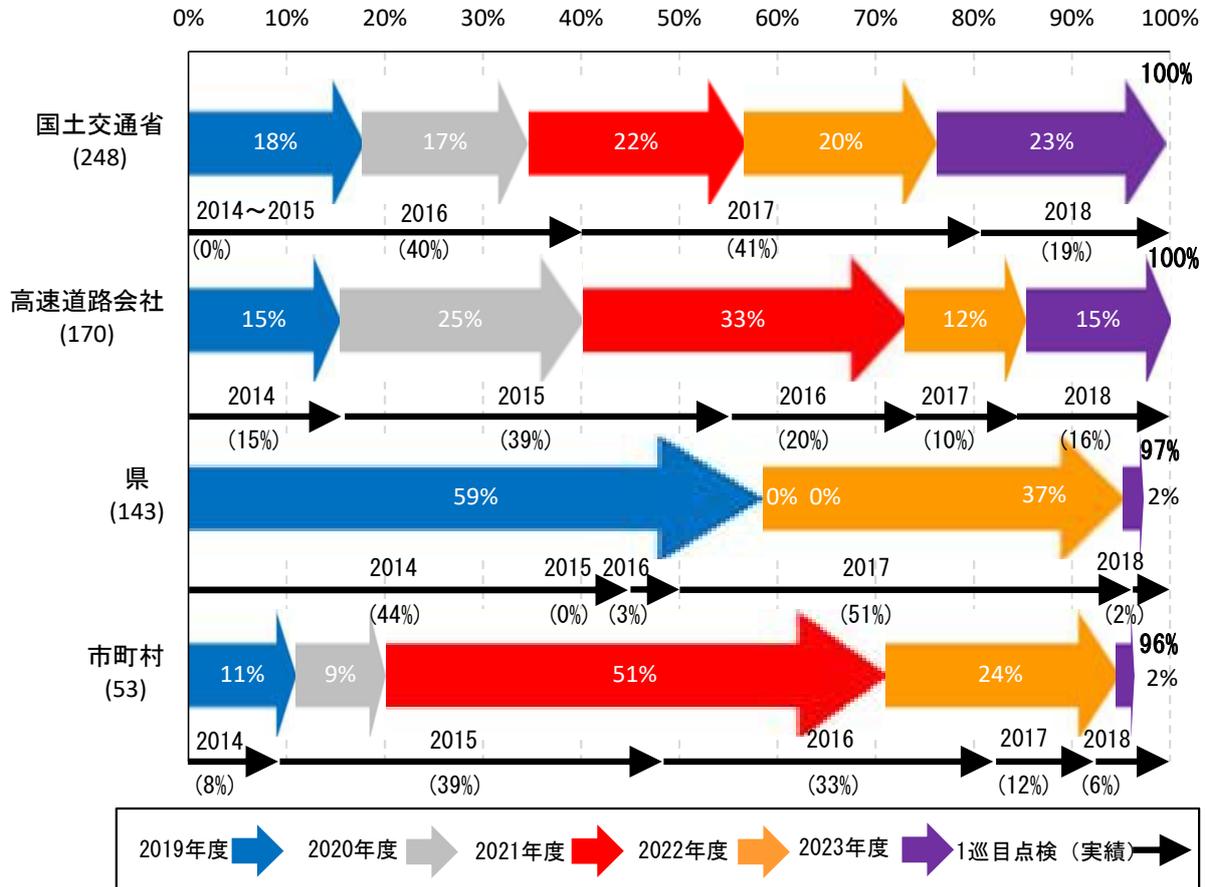


図 3-10 2巡目(2019~2023年度)の点検実施率(道路附属物等)

※()内は、2019~2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表 3-7 2巡目(2019~2023年度)の点検実施率(道路附属物等)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	272	249	248	99.60% (100.00%)
高速道路会社	173	170	170	100.00% (100.00%)
県	151	147	143	97.28% (100.00%)
市町村	55	55	53	96.36% (98.04%)
合計	651	621	614	98.87% (99.80%)

※1: 2024年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2018年度)における点検実施率。

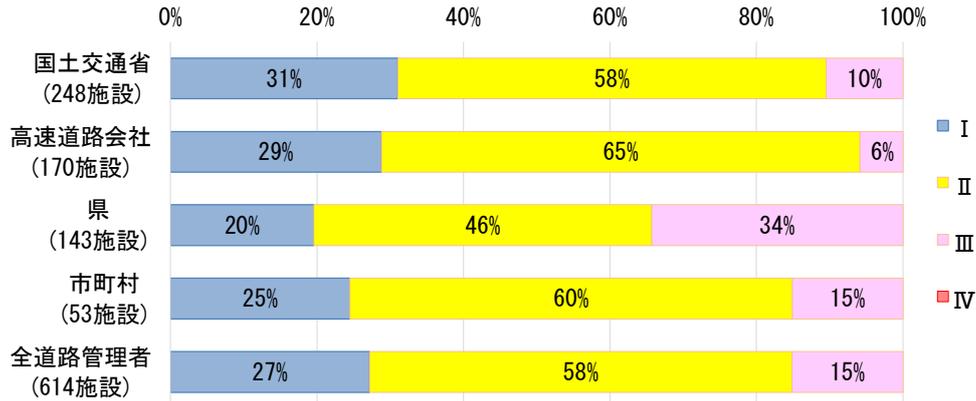


図3-1-1 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、2巡目（2019～2023年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-8 2巡目（2019～2023年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
国土交通省	248	77	145	26	0
		31%	58%	10%	0%
高速道路会社	170	49	111	10	0
		29%	65%	6%	0%
県	143	28	66	49	0
		20%	46%	34%	0%
市町村	53	13	32	8	0
		25%	60%	15%	0%
合計	614	167	354	93	0
		27%	58%	15%	0%

2024.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

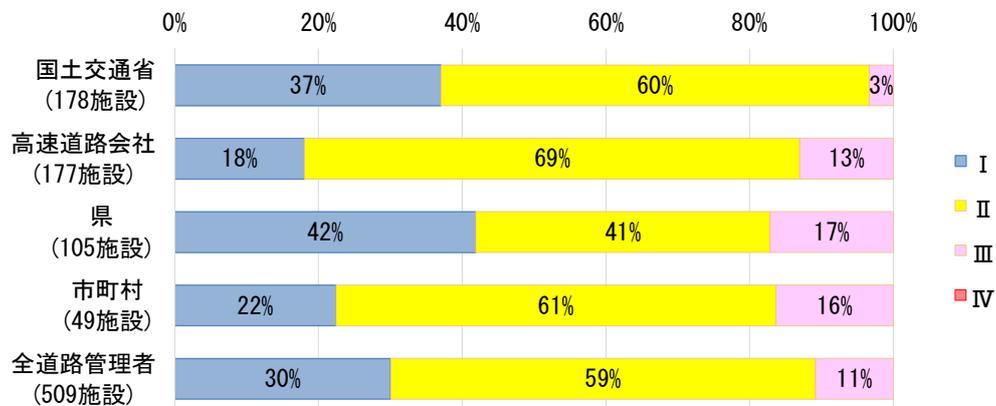


図3-1-2 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの判定区分の遷移状況

① 橋梁

1巡目の2014～2018年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で5%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

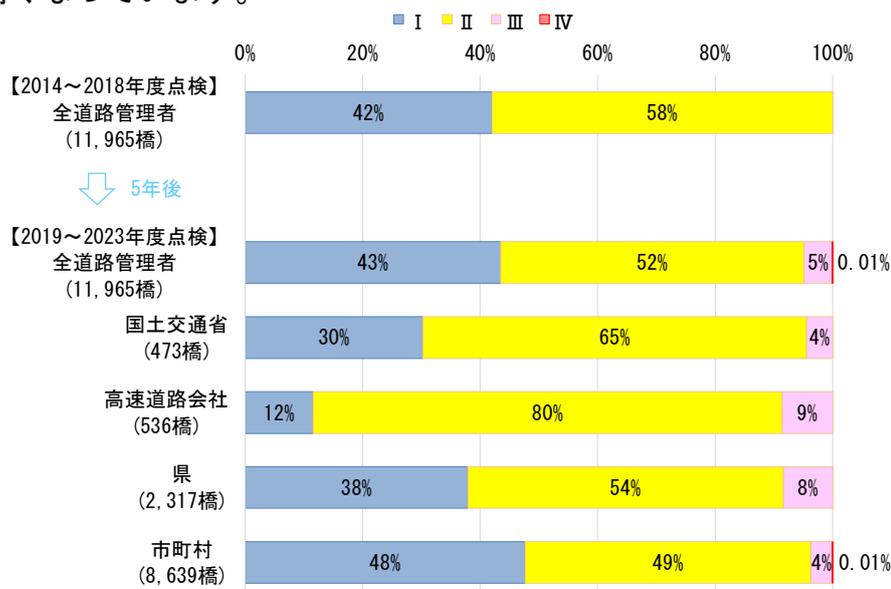


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※ () 内は、1巡目（2014～2018年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019～2023年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

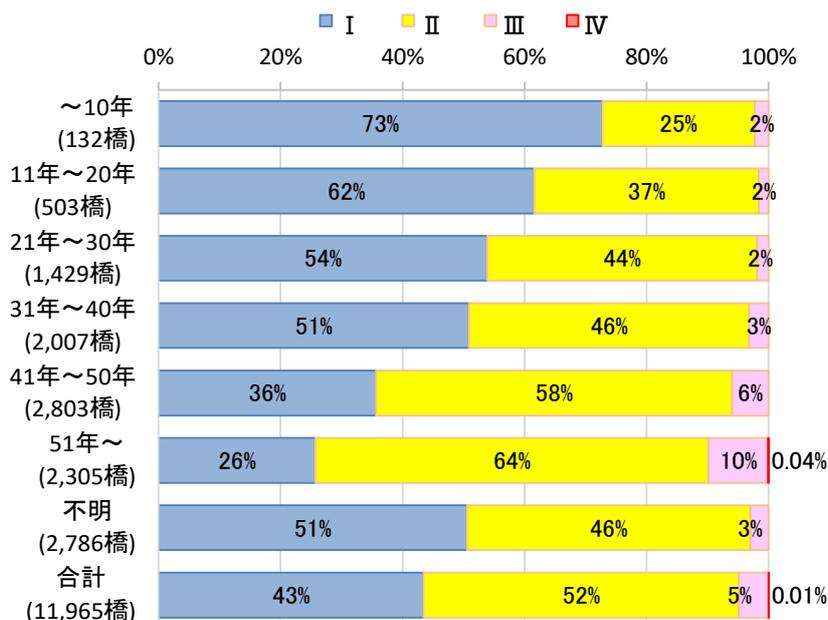


図3-14 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

1 巡目の 2014～2018 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2019～2023 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 29%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲに遷移した割合が高くなっています。

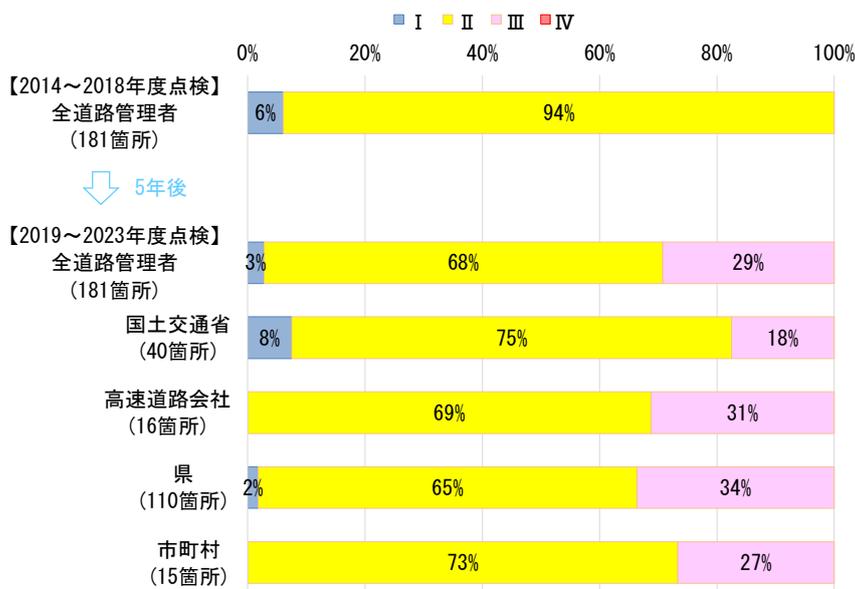


図3-15 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

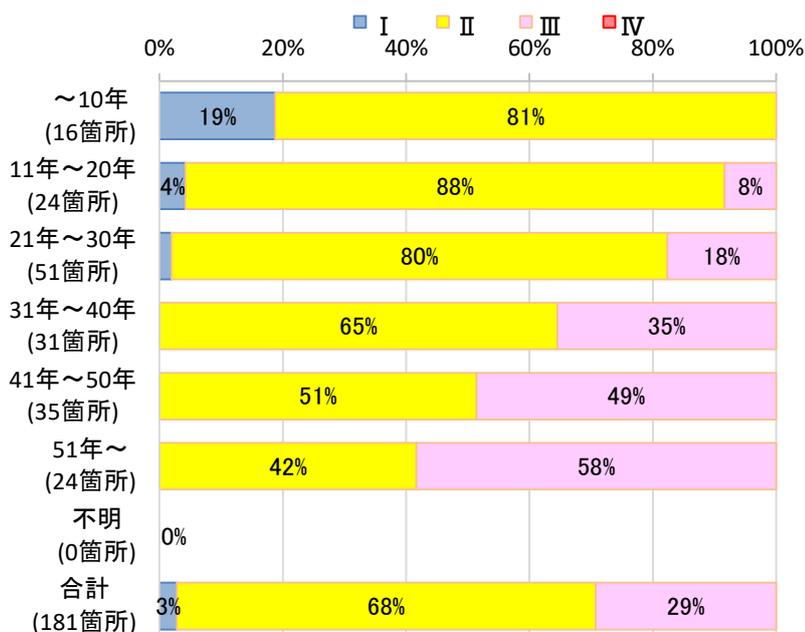


図3-16 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

1巡目の2014～2018年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で10%です。

建設後経過年数が51年以上となる道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲに遷移した割合が高くなっています。

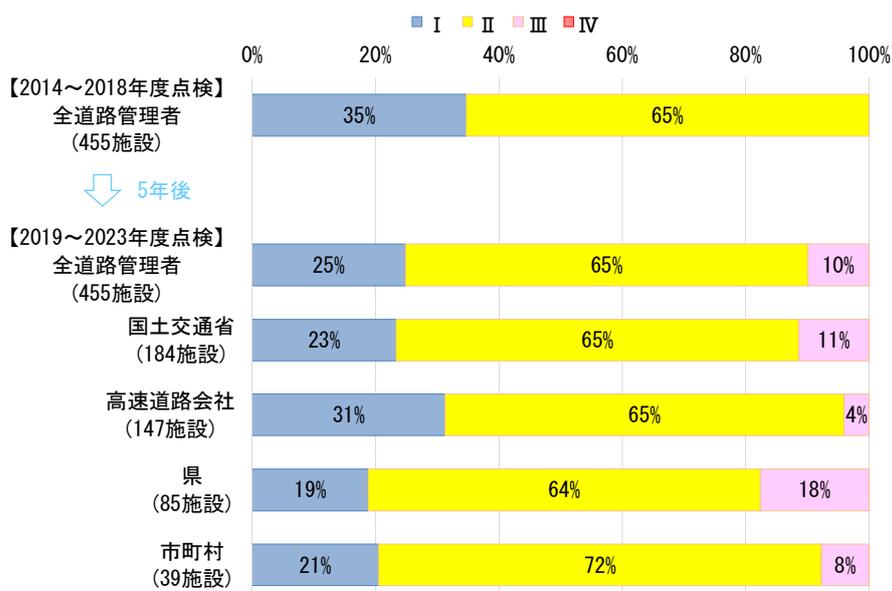


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

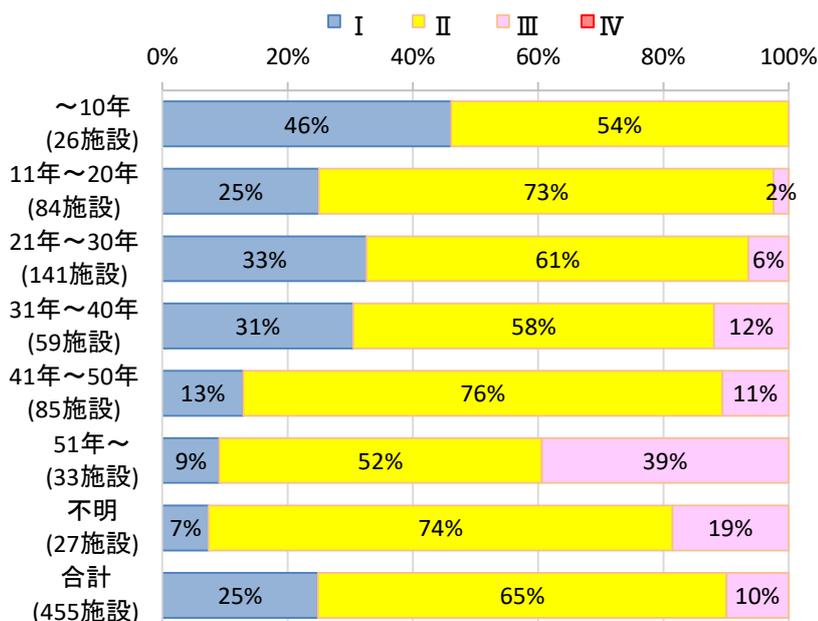


図3-18 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

(4) 過年度の点検（2014～2023 年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

① 橋梁

過年度の点検（2014～2023 年度）における判定区分の割合は、I 42%、II 49%、III 9%、IV 0.04%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は1,294 橋です。1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分IIIの施設数が減少しています。

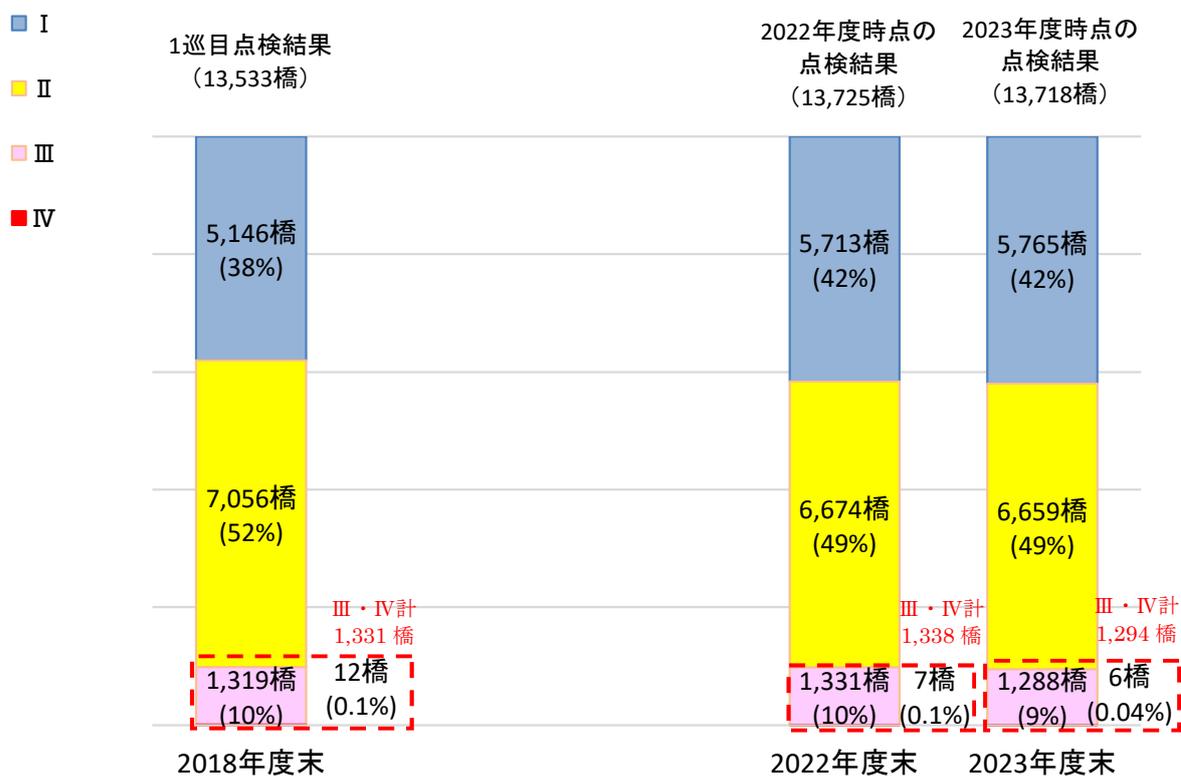


図3-19 各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2023年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 4%、Ⅱ 59%、Ⅲ 37%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは118箇所です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

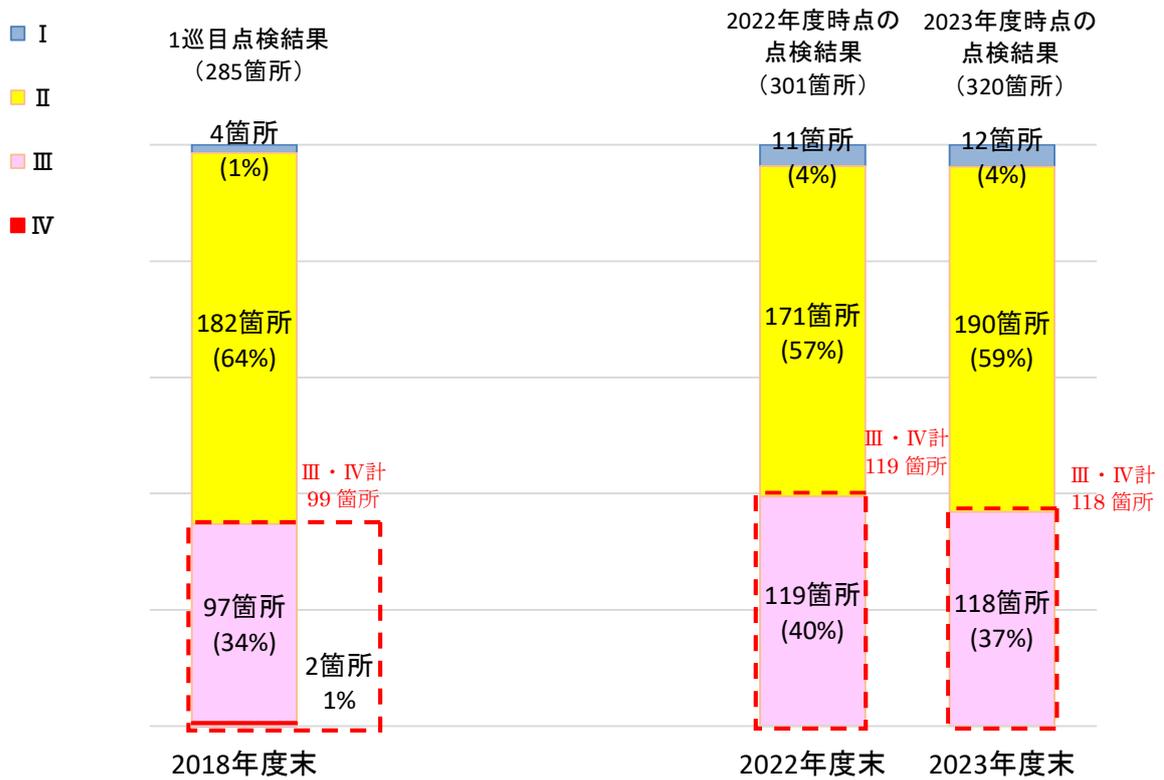


図3-20 各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物

過年度の点検（2014～2023年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 27%、Ⅱ 57%、Ⅲ 15%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は96施設です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

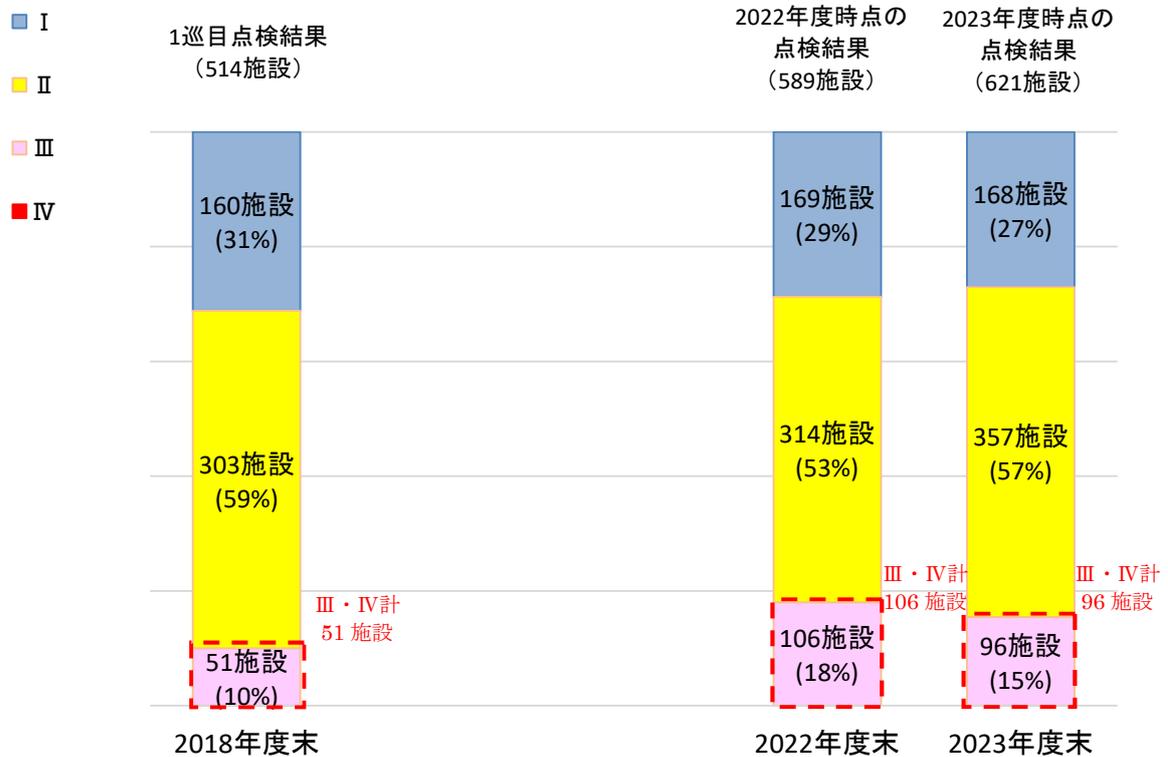


図3-2-1 各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検（2014～2023年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2023年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 42%、Ⅱ 49%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0.04%、トンネル：Ⅰ 4%、Ⅱ 59%、Ⅲ 37%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 27%、Ⅱ 57%、Ⅲ 15%、Ⅳ 0%です。

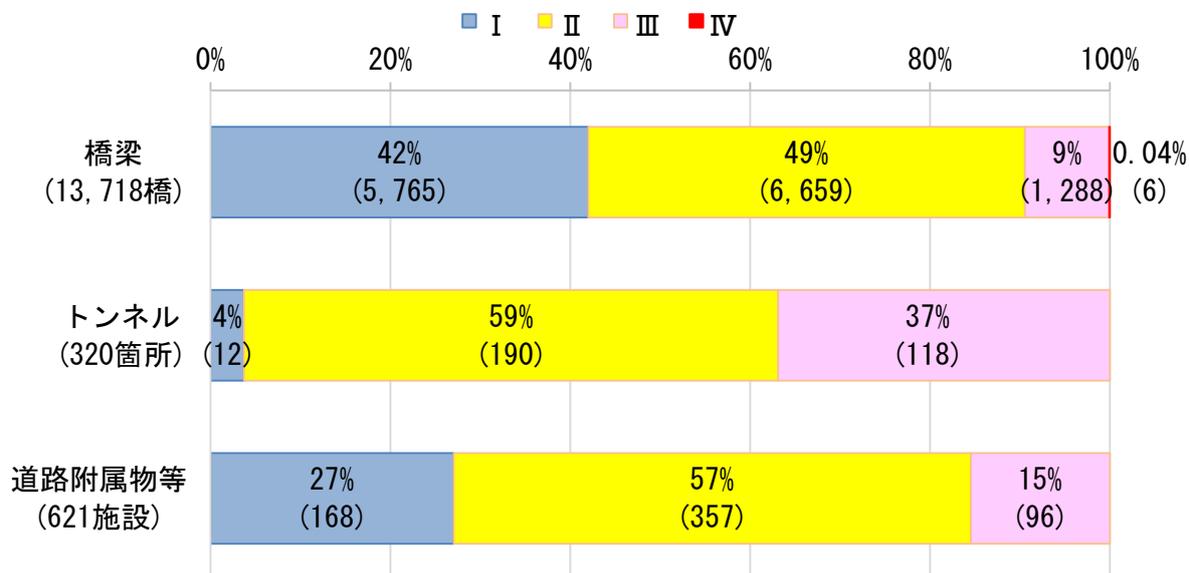


図3-22 2023年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(6) 過年度の点検（2014～2023年度）の点検結果（管理者別）

1) 国土交通省

過年度の点検（2014～2023年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 33%、II 59%、III 8%、IV 0%、トンネル：I 9%、II 69%、III 22%、IV 0%、道路附属物等：I 31%、II 58%、III 10%、IV 0%です。

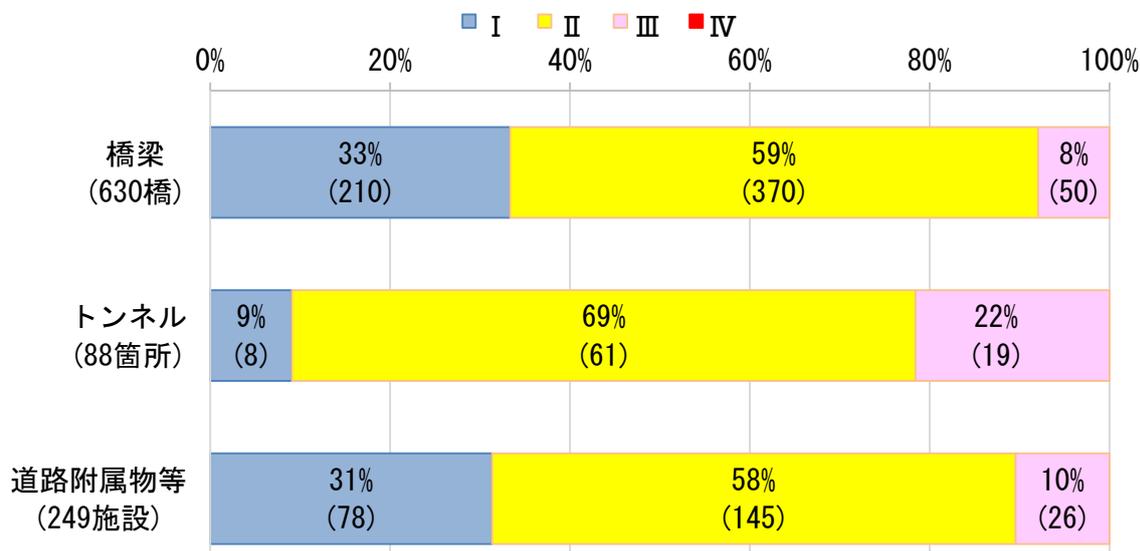


図3-23 2023年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2) 高速道路会社

過年度の点検（2014～2023年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 9%、II 68%、III 22%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 41%、III 59%、IV 0%、道路附属物等：I 29%、II 65%、III 10%、IV 0%です。

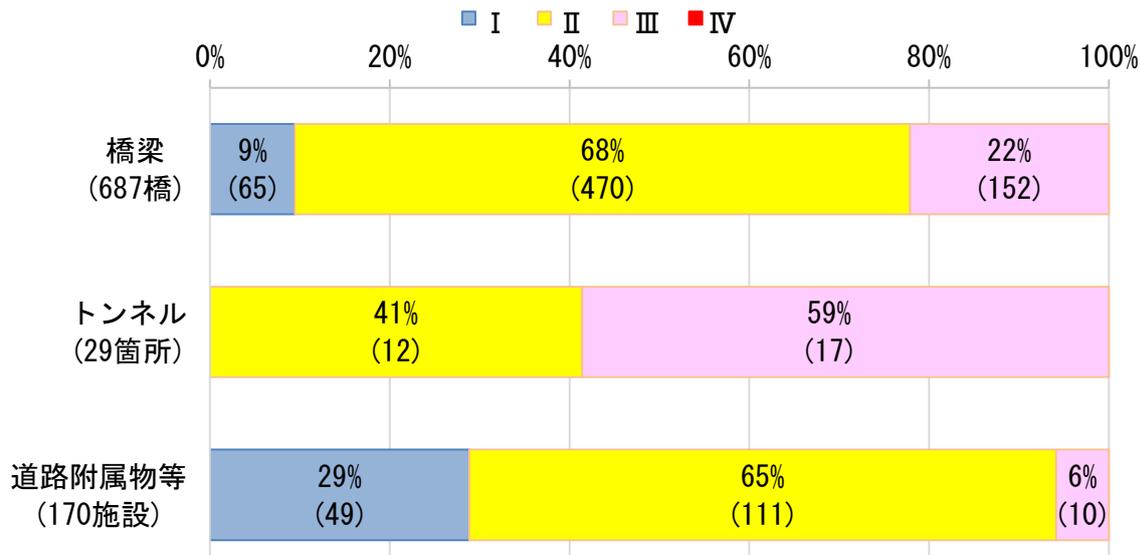


図3-24 2023年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3) 県

過年度の点検（2014～2023 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 38%、Ⅱ 50%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 58%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 19%、Ⅱ 47%、Ⅲ 34%、Ⅳ 0%です。

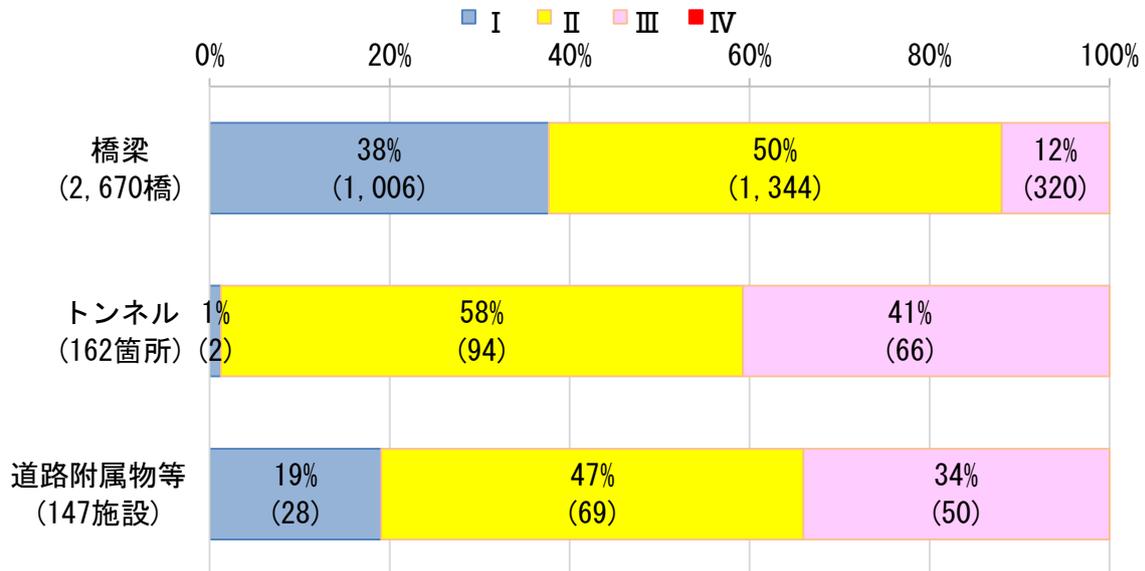


図3-25 2023年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4) 市町村

過年度の点検（2014～2023 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 46%、Ⅱ 46%、Ⅲ 8%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 5%、Ⅱ 56%、Ⅲ 39%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 24%、Ⅱ 58%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0%です。

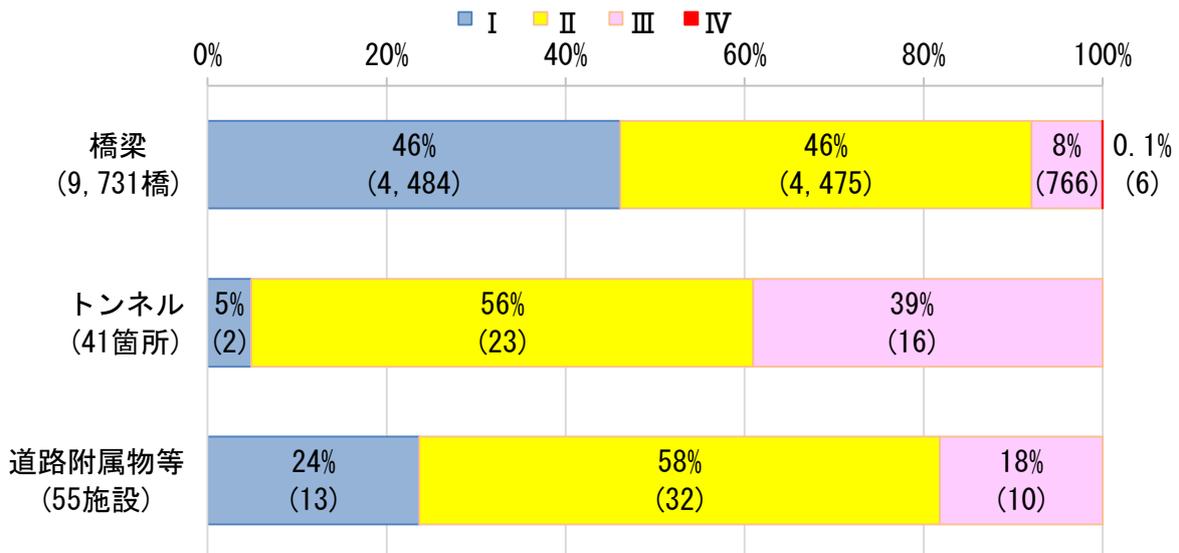


図3-26 2023年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

(1) 1 巡目点検（2014～2018 年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2023 年度末時点）

1 巡目点検（2014～2018 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2023 年度末時点）は、橋梁 84%、トンネル 95%、道路附属物等 98%となっています。

表 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	1,275	1,075 (84%)	791 (62%)
トンネル	97	92 (95%)	74 (76%)
道路附属物等	48	47 (98%)	38 (79%)

2024.3 末時点

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置
(2014～2018)

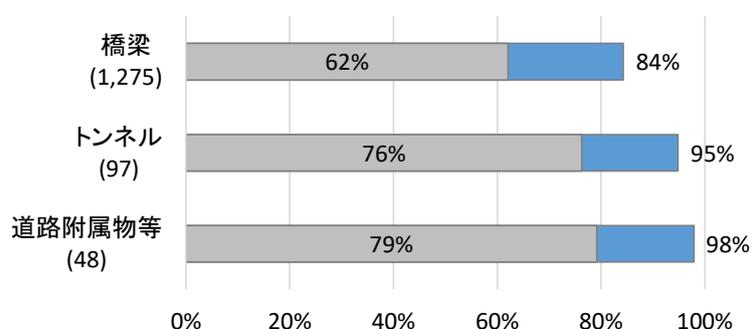


図 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置（2014 年度～2018 年度）

2024.3 末時点

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合 (C/A)

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 81%です。

完了した割合は、国土交通省 97%、高速道路会社 53%、地方公共団体 61%です。

表 4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	79	79 (100%)	77 (97%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	92%	100%	100%	100%
				2017	94%	100%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
高速道路会社	150	150 (100%)	79 (53%)	2014	33%	100%	100%	100%
				2015	58%	100%	100%	100%
				2016	72%	100%	100%	100%
				2017	56%	100%	100%	100%
				2018	49%	100%	100%	100%
地方公共団体計	1,046	846 (81%)	635 (61%)	2014	79%	94%	81%	81%
				2015	77%	89%	81%	81%
				2016	58%	81%	81%	81%
				2017	45%	68%	81%	81%
				2018	54%	79%	81%	81%
県	214	214 (100%)	178 (83%)	2014	98%	100%	100%	100%
				2015	93%	100%	100%	100%
				2016	74%	100%	100%	100%
				2017	61%	100%	100%	100%
				2018	71%	100%	100%	100%
市町村	832	632 (76%)	457 (55%)	2014	61%	88%	77%	77%
				2015	73%	86%	77%	77%
				2016	55%	77%	77%	77%
				2017	42%	64%	77%	77%
				2018	51%	75%	77%	77%
合計	1,275	1,075 (84%)	791 (62%)		62%	84%	84%	84%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A) 2024.3 末時点
 措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 93%です。

完了した割合は、国土交通省 100%、高速道路会社 54%、地方公共団体 75%です。

表 4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	15	15 (100%)	15 (100%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
高速道路会社	13	13 (100%)	7 (54%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	0%	100%	100%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	20%	100%	100%	100%
				2018	75%	100%	100%	100%
地方公共団体計	69	64 (93%)	52 (75%)	2014	74%	89%	74%	89%
				2015	73%	100%	73%	100%
				2016	71%	93%	71%	93%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	25%	75%	25%	75%
県	48	48 (100%)	40 (83%)	2014	93%	100%	93%	100%
				2015	70%	100%	70%	100%
				2016	70%	100%	70%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	50%	100%	50%	100%
市町村	21	16 (76%)	12 (57%)	2014	54%	77%	54%	77%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	75%	75%	75%	75%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	0%	50%	0%	50%
合計	97	92 (95%)	74 (76%)		76%	95%	76%	95%

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)

2024. 3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合 (C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 95%です。

完了した割合は、国土交通省 67%、高速道路会社 96%、地方公共団体 64%です。

表 4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	3	3 (100%)	2 (67%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	67%	100%	67%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	—	—	—	—
高速道路会社	23	23 (100%)	22 (96%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	88%	100%	88%	100%
地方公共団体計	22	21 (95%)	14 (64%)	2014	58%	100%	58%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	67%	67%	67%	67%
				2017	71%	100%	71%	100%
				2018	—	—	—	—
県	18	18 (100%)	13 (72%)	2014	58%	100%	58%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	—	—	—	—
市町村	4	3 (75%)	1 (25%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	50%	50%	50%	50%
				2017	0%	100%	0%	100%
				2018	—	—	—	—
合計	48	47 (98%)	38 (79%)		79%	98%	79%	98%

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)

2024. 3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合 (C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

(2) 2巡目点検施設(2019~2023年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

2巡目(2019~2023年度)の点検で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省74%、高速道路会社61%、地方公共団体51%です。

完了した割合は、国土交通省40%、高速道路会社20%、地方公共団体19%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A) 措置完了率(C/A)	
					措置着手率(B/A)	措置完了率(C/A)
国土交通省	50	37 (74%)	20 (40%)	2019	78%	100%
				2020	50%	90%
				2021	20%	100%
				2022	38%	54%
				2023	13%	25%
高速道路会社	152	92 (61%)	30 (20%)	2019	28%	87%
				2020	31%	79%
				2021	8%	75%
				2022	20%	45%
				2023	0%	6%
地方公共団体計	1,078	545 (51%)	207 (19%)	2019	44%	70%
				2020	34%	68%
				2021	17%	61%
				2022	2%	33%
				2023	2%	7%
県	317	272 (86%)	96 (30%)	2019	75%	100%
				2020	55%	98%
				2021	17%	98%
				2022	6%	96%
				2023	2%	5%
市町村	761	273 (36%)	111 (15%)	2019	28%	55%
				2020	26%	58%
				2021	16%	44%
				2022	1%	10%
				2023	2%	8%
合計	1,280	674 (53%)	257 (20%)		20%	53%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2024.3末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019~2023年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

2 巡目（2019～2023 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 68%、高速道路会社 29%、地方公共団体 80%です。

完了した割合は、国土交通省 47%、高速道路会社 12%、地方公共団体 37%です。

表 4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	19	13 (68%)	9 (47%)	2019	86%	86%	0%	86%
				2020	0%	0%	0%	0%
				2021	0%	0%	0%	0%
				2022	25%	50%	0%	0%
				2023	40%	100%	0%	0%
高速道路会社	17	5 (29%)	2 (12%)	2019	0%	100%	0%	100%
				2020	0%	100%	0%	100%
				2021	50%	75%	0%	0%
				2022	0%	0%	0%	0%
				2023	0%	0%	0%	0%
地方公共団体計	82	66 (80%)	30 (37%)	2019	80%	93%	0%	0%
				2020	58%	92%	0%	0%
				2021	9%	91%	0%	0%
				2022	14%	100%	0%	0%
				2023	0%	0%	0%	0%
県	66	56 (85%)	26 (39%)	2019	86%	100%	0%	0%
				2020	63%	95%	0%	0%
				2021	6%	100%	0%	0%
				2022	14%	100%	0%	0%
				2023	0%	0%	0%	0%
市町村	16	10 (63%)	4 (25%)	2019	0%	0%	0%	0%
				2020	43%	86%	0%	0%
				2021	17%	67%	0%	0%
				2022	—	—	0%	0%
				2023	0%	0%	0%	0%
合計	118	84 (71%)	41 (35%)		35%	71%		

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

2024.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目（2019～2023 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

2巡目（2019～2023年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省 54%、高速道路会社 60%、地方公共団体 86%です。

完了した割合は、国土交通省 15%、高速道路会社 50%、地方公共団体 46%です。

表 4-7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A) 措置完了率(C/A)	
					措置着手率(B/A)	措置完了率(C/A)
国土交通省	26	14 (54%)	4 (15%)	2019	67%	67%
				2020	0%	100%
				2021	0%	47%
				2022	50%	50%
				2023	—	—
高速道路会社	10	6 (60%)	5 (50%)	2019	—	—
				2020	67%	67%
				2021	25%	50%
				2022	100%	100%
				2023	50%	50%
地方公共団体計	57	49 (86%)	26 (46%)	2019	53%	100%
				2020	—	—
				2021	33%	33%
				2022	22%	33%
				2023	—	—
県	49	47 (96%)	26 (53%)	2019	55%	100%
				2020	—	—
				2021	—	—
				2022	40%	60%
				2023	—	—
市町村	8	2 (25%)	0 (0%)	2019	0%	100%
				2020	—	—
				2021	0%	33%
				2022	—	—
				2023	—	—
合計	93	69 (74%)	35 (38%)		38%	74%

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

2024.3末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2巡目（2019～2023年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3) 過年度の点検（2014～2023 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 74%、高速道路会社 61%、地方公共団体 51%です。

完了した割合は、国土交通省 40%、高速道路会社 20%、地方公共団体 20%です。

表 4－8 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 D (D/A)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	50	37 (74%)	20 (40%)	13 (26%)
高速道路会社	152	92 (61%)	30 (20%)	60 (39%)
地方公共団体計	1,092	555 (51%)	213 (20%)	537 (49%)
県	320	275 (86%)	98 (31%)	45 (14%)
市町村	772	280 (36%)	115 (15%)	492 (64%)
合計	1,294	684 (53%)	263 (20%)	610 (47%)

2024.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2023 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2023年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省 68%、高速道路会社 29%、地方公共団体 80%です。

完了した割合は、国土交通省 47%、高速道路会社 12%、地方公共団体 37%です。

表4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 D (D/A)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	19	13 (68%)	9 (47%)	6 (32%)
高速道路会社	17	5 (29%)	2 (12%)	12 (71%)
地方公共団体計	82	66 (80%)	30 (37%)	16 (20%)
県	66	56 (85%)	26 (39%)	10 (15%)
市町村	16	10 (63%)	4 (25%)	6 (38%)
合計	118	84 (71%)	41 (35%)	34 (29%)

2024.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2023年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2023年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省 54%、高速道路会社 60%、地方公共団体 85%です。

完了した割合は、国土交通省 15%、高速道路会社 50%、地方公共団体 47%です。

表 4-10 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 D (D/A)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	26	14 (54%)	4 (15%)	12 (46%)
高速道路会社	10	6 (60%)	5 (50%)	4 (40%)
地方公共団体計	60	51 (85%)	28 (47%)	9 (15%)
県	50	48 (96%)	27 (54%)	2 (4%)
市町村	10	3 (30%)	1 (10%)	7 (70%)
合計	96	71 (74%)	37 (39%)	25 (26%)

2024.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2023年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

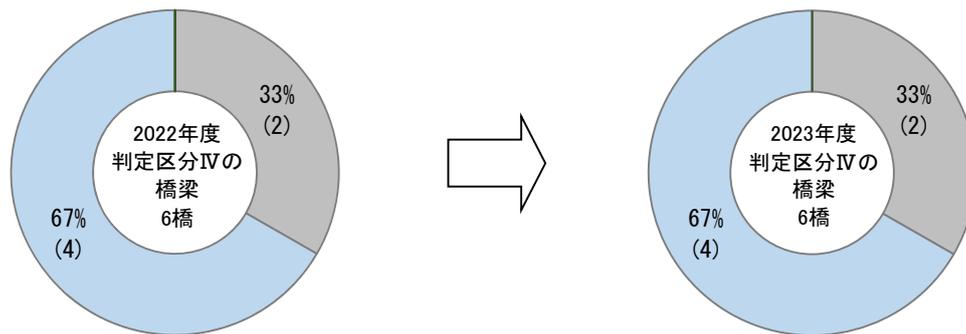
(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2023 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2022 年度末時点の 6 橋から変わらず、内 2 橋は対応未定、4 橋は撤去・廃止中となっています。

またトンネル及び道路附属物等が、2023 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありませんでした。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む) ■ 撤去・廃止済等



(5) 修繕等措置の取り組み事例

① 判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施設名：おちあい ごうきょう 落合2号橋
 管理者：国土交通省 三陸国道事務所
 路線名：国道45号
 位置：岩手県下閉伊郡田野畑村
 建設年：1969年（昭和44年）
 主な損傷：主桁の腐食、変形・欠損



【全景】落合2号橋



【損傷】主桁腐食



【対策】当て板補修

施設名：とよさわがわがし のぼ せん 豊沢川橋（上り線）
 管理者：東日本高速道路(株) 東北支社
 路線名：東北自動車道
 位置：岩手県花巻市
 建設年：1977年（昭和52年）
 主な損傷：床版の損傷



豊沢川橋（上り線）
床版上面劣化状況



床版取替え状況



床版取替え後

施設名：かみなかたばし 上中田橋
 管理者：岩手県
 路線名：国道 342 号
 位置：岩手県一関市
 建設年：1941 年（昭和 16 年）
 主な損傷：主桁及び下部エコンクリートのひび割れ



【全景】上中田橋



【損傷】A1 橋台コンクリートのひび割れ



【対策】ひび割れ注入工

施設名：よつやはし 四谷橋
 管理者：奥州市
 路線名：市道北館四ツ谷線
 位置：岩手県奥州市
 建設年：1970 年（昭和 45 年）
 主な損傷：主桁の腐食・防食機能の劣化



【全景】四谷橋



【損傷】
 主桁の腐食・防食機能の劣化



【対策】塗替塗装工

施設名：^{すぎ}杉の澤橋
 管理者：住田町
 路線名：その他町道小股1号線
 位置：岩手県住田町
 建設年：1957年（昭和32年）
 主な損傷：主桁の剥離・鉄筋露出



【全景】杉の澤橋



【損傷】剥離・鉄筋露出



【対策】断面修復

施設名：ボックスカルバート（北上51）^{きたかみ}
 管理者：東日本高速道路(株) 東北支社
 路線名：東北自動車道
 位置：岩手県花巻市
 建設年：1977年（昭和52年）
 主な損傷：頂板部の浮き
 （はく落、鉄筋露出）



【全景】
ボックスカルバート（北上51）



【損傷】地覆剥離



【対策】地覆打換え

②判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

こつなぎ
 施設名：小繫トンネル
 管理者：国土交通省
 岩手河川国道事務所
 路線名：国道4号
 位置：岩手県二戸郡一戸町
 建設年：1963年（昭和38年）
 主な損傷：面導水工の腐食、漏水



【全景】小繫トンネル



【損傷】面導水工の腐食、漏水



【対策】内装板撤去・漏水対策工

ら
 施設名：羅賀トンネル
 管理者：田野畑村
 路線名：村道羅賀平井賀線
 位置：岩手県田野畑村
 建設年：1996年（平成8年）
 主な損傷：漏水、ひび割れ



【全景】羅賀トンネル



【損傷】漏水



【対策】面導水取付

③判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施設名：^{とりごえ}鳥越ロックシェッド
 管理者：国土交通省
 岩手河川国道事務所
 路線名：国道4号
 位置：岩手県二戸郡一戸町
 建設年：1965年（昭和40年）
 主な損傷：頂版・横桁のひびわれ



【全景】鳥越ロックシェッド



【損傷】ひびわれ



【対策】断面修復・ひびわれ注入工

施設名：^{あかぼう こうく}赤防(2工区)スノーシェッド
 管理者：岩手県
 路線名：県道久慈岩泉線
 位置：岩手県久慈市
 建設年：不明
 主な損傷：鋼材（主梁、横梁等）及び支承部の腐食



【全景】赤防(2工区)スノーシェッド



【損傷】支承部の腐食



【対策】塗装塗替工

5 道路メンテナンス会議の取り組み

岩手県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした2014年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、岩手県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



点検支援技術講習会



点検支援技術講習会



溝橋点検講習会



高校生との協働による橋梁点検

岩手県道路メンテナンス会議構成機関（担当部署）

岩手県県土整備部（道路環境課）	西和賀町（建設水道課）
盛岡市（建設部道路管理課）	金ヶ崎町（都市建設課）
宮古市（都市整備部建設課）	平泉町（建設水道課）
大船渡市（都市整備部建設課）	住田町（建設課）
花巻市（建設部道路課）	大槌町（地域整備課）
北上市（都市整備部道路環境課）	山田町（建設課）
久慈市（建設部建設整備課）	岩泉町（地域整備課）
遠野市（環境整備部建設課）	田野畑村（地域整備課）
一関市（建設部道路管理課）	普代村（建設水産課）
陸前高田市（建設部建設課）	軽米町（地域整備課）
釜石市（建設部建設課）	野田村（地域整備課）
二戸市（建設整備部建設課）	九戸村（地域整備課）
八幡平市（建設課）	洋野町（建設課）
奥州市（都市整備部土木課）	一戸町（建設部地域整備課）
滝沢市（都市整備部道路課）	東日本高速道路(株)東北支社
雫石町（地域整備課）	東北地方整備局道路部
葛巻町（地域整備課）	東北地方整備局岩手河川国道事務所
岩手町（建設課）	東北地方整備局三陸国道事務所
紫波町（建設部土木課）	東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所
矢巾町（道路住宅課）	（公財）岩手県土木技術振興協会（オブザーバー）

会 長 東北地方整備局岩手河川国道事務所長
副会長 岩手県県土整備部道路環境課総括課長
事務局 岩手県県土整備部道路環境課
東北地方整備局道路部
東北地方整備局岩手河川国道事務所
東北地方整備局東北技術事務所
東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口（事務局）

- | |
|---|
| ○岩手県県土整備部道路環境課 維持グループ 企画担当
電話019-629-5878（直通） |
| ○東北地方整備局岩手河川国道事務所 メンテナンス担当
電話019-624-3131（内304, 530） |